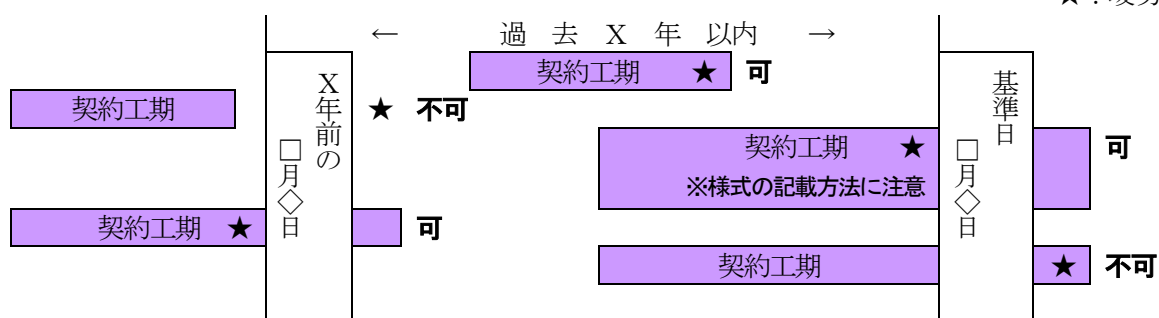


## 総合評価方式 様式関係記載留意事項

### § 1 共通

- 1 記載事項の基準日は開札予定日を基本としますが、年度の実績で評価を行う項目もありますので注意してください。
- 2 記載に当たっては、評価項目の内容、評価基準、記載留意事項等を十分確認し、記載間違いや記入漏れのないよう注意して下さい。
- 3 記載に当たって不明な点等がある場合には、入札公告に記載の問い合わせ先に問い合わせ願います。
- 4 基準の中で表現されている「履行実績」等については、履行が完了した期日等をもって判定します。  
履行が完了した期日とは、契約工期としますが、契約工期が基準日以降でかつ竣工検査日（合格したものに限る）が基準日以前の場合は、竣工検査日とします。

★：竣工検査日



「※様式の記載方法に注意」と記載した事例に該当する場合、様式の「工期」欄に記載する工期の終期は、竣工検査年月日を記載してください。

- 5 共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員について実績を評価します。  
なお、単体企業で入札に参加する場合、共同企業体（特定又は経常）での実績については、構成員としての実績であっても評価の対象となります。
- 6 入札書等の郵送において様式第1号が郵送されない場合、様式第1号に記名押印がない場合は入札を無効としますので注意してください。ただし、電子入札の場合、押印は不要です。
- 7 提出様式の記載文字の大きさに関する指示や枚数の指定が守られていない場合、当該様式全体または当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 8 提出様式中記載がない項目については当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。
- 9 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。
- 10 土木事務所管内とは次の19区分をいいます。

県北建設事務所（保原土木事務所、二本松土木事務所管内を除く。）
保原土木事務所
二本松土木事務所
県中建設事務所（三春土木事務所、須賀川土木事務所、石川土木事務所管内を除く。）
三春土木事務所
須賀川土木事務所
石川土木事務所
県南建設事務所（棚倉土木事務所管内を除く。）
棚倉土木事務所

会津若松建設事務所（宮下土木事務所管内を除く。）
宮下土木事務所
喜多方建設事務所（猪苗代土木事務所管内を除く。）
猪苗代土木事務所
南会津建設事務所（山口土木事務所管内を除く。）
山口土木事務所
相双建設事務所（富岡土木事務所管内を除く。）
富岡土木事務所
いわき建設事務所（勿来土木事務所管内を除く。）
勿来土木事務所

1 1 確認のための提出書類は、落札候補者となり入札執行権者から連絡があつてから指定期日までに、提出してください。（落札候補者にならなかった場合、確認書類の提出の必要はありません。）

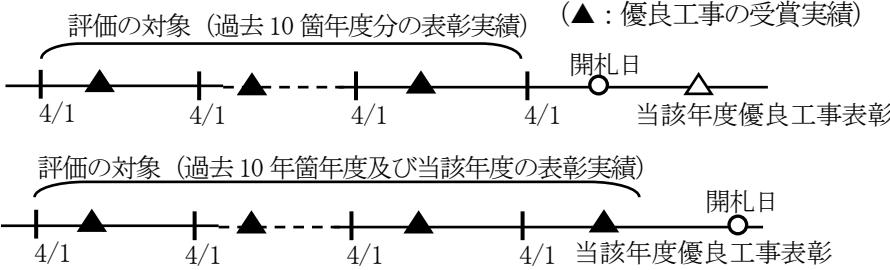
## § 2 様式第 1 号関係（技術提案書）（特別簡易型・簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項														
住所・商号又は名称など	<p>1 入札書等の郵送において様式第 1 号が郵送されない場合、様式第 1 号に記名押印がない場合は入札を無効としますので注意してください。ただし、電子入札の場合、押印は不要です。</p> <p>2 評価項目の一つである「入札参加者の所在地」は、様式第 1 号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>3 「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」「電話番号」は入札参加者（入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者）について記載し、押印してください。</p> <p>4 「入札参加者の所在地」は工事箇所や地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="536 1550 1426 1778"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th colspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> </tr> <tr> <th>配点</th> <th>上位点</th> <th>下位点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td rowspan="4">同一市町村内（※）</td> <td>土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td>建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td rowspan="2">県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「同一市町村内」の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）		配点	上位点	下位点	管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内	隣接三管内	建設事務所管内	県内	県内	なし
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）														
配点	上位点	下位点													
管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内													
隣接三管内		建設事務所管内													
県内		県内													
なし															

§ 3 様式第6号関係（企業の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）

及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））（特別簡易型）

項 目	記 載 留 意 事 項								
<p>施 工 能 力 (同種・類似工事の実績)</p>	<p>1 加点対象は、過去10年以内【様式11号（特別簡易型）の場合は過去15年以内】に当該工事の同種・類似工事で（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）、かつ、指定された金額以上の施工実績が対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。 また、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事とします。</p> <p>2 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当すれば評価対象となります。</p> <p>3 施工実績は、元請としての施工に限ります。</p> <p>4 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）の実績も評価対象とします。</p> <p>5 コリンズ登録がなされている工事については、「工事番号・工事名」欄の（ ）に登録番号を記載してください。</p> <p>6 共同企業体（特定又は経常）での実績については、請負金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。</p> <p>7 「工事概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</p> <p>8 確認のための資料は契約書の写しとします。ただし、特に必要とされる場合は、切抜設計書、図面等も提出してください。</p>								
<p>工 事 成 績  様式第6号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が80点以上の施工実績が対象となります。 なお、該当がない場合は記載不要です。</p> <p>2 確認のための提出書類は、工事成績評点通知書の写しとします。</p>								
<p>工 事 成 績 (同一発注種別工事で直近の工事成績)  様式第11号（特別簡易型）のみ</p>	<p>1 福島県発注の同一発注種別工事で直近の工事成績評定が75点以上である場合、加点対象となります。</p> <p>2 ただし、ここでいう直近とは、基準日（開札日）の属する月の3月前の月末までとなり、また直近の工事成績評定が基準日の2年前の日の属する月の前月末日以前のものである場合は対象外となります。 したがって、基準日の2年前の日の属する月の1日（ついたち）から基準日の属する月の3月前の月末までの間で最新の工事成績評定が対象となります。</p> <p>3 竣功検査年月日で判断します。 (例) 基準日（開札日）が4月6日である場合</p> <table border="1" data-bbox="563 1780 1401 1883"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">← この期間の直近（最新）の工事成績評定が評価対象 →</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2年前の 3月31日</td> <td style="text-align: center;">2年前の 4月1日</td> <td style="text-align: center;">2年前の 4月6日</td> <td style="text-align: center;">1月31日</td> </tr> </table> <p>3 該当がない場合は記載不要です。</p> <p>4 確認のための提出書類は、工事成績評点通知書の写しとします。</p>	← この期間の直近（最新）の工事成績評定が評価対象 →				2年前の 3月31日	2年前の 4月1日	2年前の 4月6日	1月31日
← この期間の直近（最新）の工事成績評定が評価対象 →									
2年前の 3月31日	2年前の 4月1日	2年前の 4月6日	1月31日						

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>優 良 工 事 表 彰</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 加点対象は、過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事において、指定された部門の優良工事表彰の受賞実績が対象となります。</p> <p>なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受賞実績が対象となります。</p> <p>2 過去10年度以内の表彰とは、昨年度までの過去10箇年度の県優良工事表彰実績を対象とします。なお、当該年度の表彰が決定した後は、当該年度の表彰実績も評価の対象に加えます。</p> <p style="text-align: center;">(▲：優良工事の受賞実績)</p>  <p>3 確認のための提出書類は、優良工事表彰の写しとします。</p>
<p>品 質 管 理 能 力</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 IS09001 の認証を取得している場合に加点されます。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
<p>技 術 者 確 保 数</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者（共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）以上の場合に加点されます。</p> <p>なお、配置可能とは、他の工事に配置されていない場合や他の工事に配置されていても基準日には竣工するなど、当該工事に確実に配置が可能（技術提案書提出後の他工事の受注による変動を除く。）なことをいいます。</p> <p>2 当該工事が特殊又は難易度が高い工事に入札参加要件に配置技術者の過去の経験等が付されている場合は、その要件を満たした技術者だけを記載して下さい。</p> <p>3 製作工及び架設工（据付工）を一括して発注する場合、各々に配置可能な技術者数を評価する場合もあるので、総合評価点評価基準（別記2）をよく確認してください。</p> <p>4 様式の欄で書ききれない場合は、別紙（様式自由）に取りまとめ記載し、提出してください。別記2の特記事項で記載方法を定めている場合には、特記事項に従ってください。</p> <p>5 配置技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）における配置技術者についても、記入して下さい。</p> <p>6 確認のための資料は、技術者の資格を証明する書類の写しとします。</p>
<p>技 能 士 の 活 用</p> <p>様式第6号 (簡易型・標準型) のみ</p>	<p>1 加点対象は、当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）未満の場合で、当該工事に指定された資格を持つ技能士を配置可能な場合に加点されます。（指定人数以上の場合は、当該項目では加点されません。）</p> <p>2 技能士については、下請業者における技術者が技能士の資格がある場合も認められます。なお、技能士等級は問いません。</p> <p>3 確認のための提出書類は、技能士の資格を証明する資料とします。</p>

§ 4 様式第7号関係（配置予定技術者の技術力（実績・経験等））（簡易型・標準型）  
 及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））（特別簡易型）

項 目	記 載 留 意 事 項
配 置 技 術 者	1 当該工事に配置を予定している技術者（共同企業体（特定又は経常）として入札に参加する場合は、代表構成員の技術者に限る。）を記載して下さい。 2 【様式第7号（簡易型・標準型）のみ該当】複数の技術者（監理技術者又は主任技術者）を配置する予定があり、複数の技術提案書（様式第7号）が提出された場合には、最も高い得点を獲得した者の点数で評価値を算出します。 3 【様式第7号（簡易型・標準型）のみ該当】確認のための資料は、技術者の資格を証明する書類の写しとします。
資 格 保 有 年 数 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が1級土木施工管理技士等の資格を保有して10年以上の経験がある場合に対象となります。 なお、発注種別によっては、建設機械、建築、電気工事、管工事、造園等の資格になりますので、総合評価点評価基準を確認し記載して下さい。 2 確認のための提出書類は、資格者証等の写しとします。
継 続 教 育 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	1 加点対象は、当該工事に配置を予定している技術者が、資格を保有して10年未満の場合で、継続教育（CPD）制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合に加点されます。 なお、資格保有年数が10年以上の場合（上記の「資格保有年数」で得点となった場合）、当該項目では加点されません。 2 1年以上の継続とは、CPD制度への加入（登録）又はポイントの初回取得が1年以上前であり、かつ直近のポイント取得が過去1年未満の間である場合とします。 ポイント取得日はポイント取得の対象となっている学習（講習会の受講等）を行った日とします。 <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">                         1年以上前      →      ← 1年未満の間      →      基準日                          CPD制度への加入（登録）                          又はポイントの初回取得      ●      直近のポイント取得      ●      基準日                          □ 1年 月 日      □ 月 日                     </p> </div> 3 確認のための提出書類は、登録証、証明書、受講証（ポイント取得の対象となっている講習会等であることが確認できるものを添付）等その他客観的にCPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得していることがわかるもの（写し可）とします。
施 工 能 力 （同種・類似工事の実績）	1 加点対象は、過去10年以内に当該工事の同種・類似工事（公共工事に限るが、当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）、かつ、指定された金額以上の施工実績が対象となります。なお、該当がない場合は記載不要です。 また、ここでのいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事とします。

項 目	記 載 留 意 事 項
施 工 能 力 (同種・類似工事の実績)	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 上記に該当する工事において、工事の着手から完了まで配置技術者であった場合を加点対象とします。途中で変更になった場合は加点対象になりません。</li> <li>3 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当すれば評価対象となります。</li> <li>4 施工実績は、元請としての施工に限ります。</li> <li>5 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</li> <li>6 コリンズ登録がなされている工事については、「工事番号・工事名」欄の( )に登録番号を記載してください。</li> <li>7 共同企業体(特定又は経常)での実績については、請負金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。</li> <li>8 「工事概要」欄に記載する文字は、「備考」欄に記載してある文字以上の大きさとしてください。これより小さい文字で記載した場合は、当該項目を評価しませんので注意してください。</li> <li>9 確認のための資料は契約書の写し及びこの工事において配置技術者(監理技術者又は主任技術者)であったことを証明する書類の写しとします。工事概要の確認のため、特に必要とされる場合は、切抜設計書、図面等も提出してください。</li> </ol>
工 事 成 績	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、過去4年以内に福島県発注の同種・類似工事において、工事成績評定が80点以上の施工実績(監理技術者又は主任技術者としての実績)が対象となります。              なお、該当がない場合は記載不要です。              また、現場代理人・担当技術者等での経験は対象外です。</li> <li>2 上記に該当する工事において、工事の着手から完了まで配置技術者(主任技術者又は監理技術者)であった場合を加点対象とします。途中で変更になった場合は加点対象になりません。</li> <li>3 共同企業体(特定又は経常)での監理技術者又は主任技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。</li> <li>4 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。</li> <li>5 確認のための提出書類は、該当工事の工事成績評点通知書及びこの工事において配置技術者(監理技術者又は主任技術者)であったことを証明する書類の写しとします。</li> </ol>
優 良 工 事 表 彰 様式第7号(簡易型・標準型)のみ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 加点対象は、過去に福島県発注の同種・類似工事において、優良工事表彰(同部門)の受賞実績(監理技術者又は主任技術者としての実績)が対象となります。              また、現場代理人・担当技術者等での経験は対象外です。              なお、指定部門の中で工事内容を限定している場合は、該当する工事の受賞実績が対象となります。</li> <li>2 上記に該当する工事において、工事の着手から完了まで配置技術者(主任技術者又は監理技術者)であった場合を加点対象とします。途中で変更になった場合は加点対象になりません。</li> <li>3 共同企業体(特定又は経常)での監理技術者又は主任技術者としての実績は、すべての監理技術者及び主任技術者の経験が加点対象となります。</li> </ol>

項 目	記 載 留 意 事 項
優 良 工 事 表 彰 様式第7号（簡易型・標準型）のみ	4 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象とします。 5 確認のための提出書類は、該当工事の優良工事表彰及びこの工事において配置技術者（監理技術者又は主任技術者）であったことを証明する書類の写しとします。

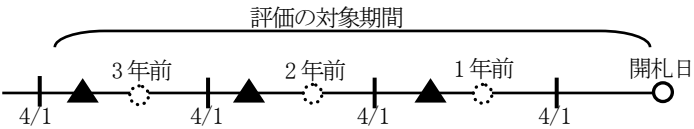
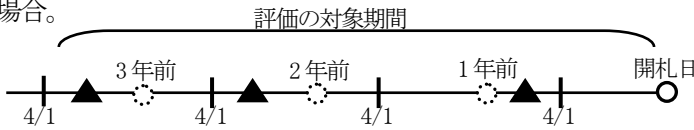
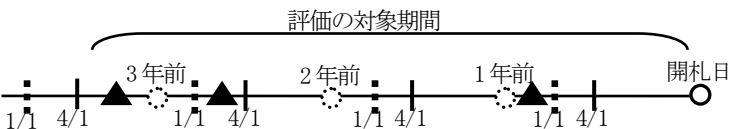
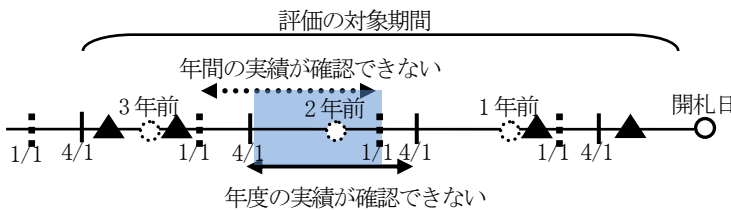
## § 5 様式第8号関係（企業の地域社会に対する貢献度）（簡易型・標準型）

### 及び 様式第11号関係（企業及び配置技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等））（特別簡易型）

項 目	記 載 留 意 事 項
障 がい 者 雇 用 の 実 績 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	1 法定義務のある企業の場合 (1) 法定雇用人数以上の障がい者雇用がある場合に加点対象となります。 法定雇用人数＝基礎労働者数×法定雇用率（端数切捨て） 基礎労働者数＝常用労働者数－（常用労働者数×除外率（端数切捨て）） 除外率の適用については、企業の業務内容によっても異なるため、最寄りの労働局に確認してください。 (2) 確認のための提出書類は、公共職業安定所への提出している障がい者雇用状況報告書（障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条）の写しとします。 2 法定義務のない企業の場合 (1) 障がい者雇用がある場合に加点対象となります。 (2) 確認のための提出書類は、障がい者手帳等、障がい者雇用の状況がわかる書類とします。
工 事 に 関 す る 安 全 管 理 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	1 加点対象は、過去10年以内に国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において、企業として受賞実績がある場合に対象となります。なお、工事に従事した監理技術者、主任技術者又は現場代理人等が受賞した表彰は対象外です。 2 国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰とは、労働基準局（監督署）や国土交通省が直接実施する、工事の施工に関する安全管理の表彰であり、国等が後援又は支援する団体等は含まれません。 3 安全管理表彰とは、工事の施工に関する安全管理であり、交通安全等は含まれません。 4 確認のための提出資料は、安全表彰の写しとします。
環 境 へ の 配 慮 様式第8号（簡易型・標準型）のみ	1 ISO14001の認証を取得している場合に加点されます。 2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>県内業者の活用</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、県内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上（下請、資材等を含む。）を県内業者により施工する場合、県外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上（下請、資材等を含む。）を県内業者により施工する場合に対象となります。</p> <p>2 下請については、元請けと直接契約を締結する1次下請までとし、2次下請（孫請け）以下については考慮しないものとします。</p> <p>また、資材については、直接購入する企業が県内業者かどうかにより判断することとし、鋼橋工事等における鉄鋼等の材料に関しては、加工した企業が県内業者か県外業者かにより判断します。</p> <p>3 下請、資材購入会社が県外に本店を有する企業であっても、県内の支店・営業所と下請契約（資材購入）する場合には、県内の業者を活用したものと見なします。</p>
<p>次世代育成支援 （子育て応援）</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度「子育て応援」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
<p>次世代育成支援 （仕事と生活の調和）</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。</p> <p>2 確認のための提出書類は、認証書の写しとします。</p>
<p>新分野進出</p> <p>様式第8号（簡易型・標準型）のみ</p>	<p>1 加点対象は、平成13年4月1日以降に建設業以外の分野へ進出した実績がある県内企業が評価対象となります。</p> <p>2 建設業以外とは、建設業法第2条で定義する建設業以外のもの（日本標準産業分類において「建設業」以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。））をいいます。</p> <p>3 新法人設立等における株式の保有に関しては、51%以上の所有に限り認められます。（4に該当する場合を除く）</p> <p>4 福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けたものは、対象となります。</p> <p>5 平成13年4月1日以降に新分野に進出した実績があつても、開札日までに廃業した場合は加点の対象にはなりません。</p> <p>6 確認のための提出書類は、新分野進出を証明する書類の写しとします。</p> <p>《以下例示》</p> <p>① 福島県建設業新分野進出企業事業の認定書</p> <p>② ①以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新分野進出の概要が分かる資料</li> <li>・ 新分野進出に伴う支出を証明できる資料</li> <li>・ 新分野進出を証明する書類（株主総会又は取締役会の議事録等）</li> <li>・ 新法人設立の場合は、その商業登記簿謄本（写）</li> <li>・ 借入れを行った場合には、新分野進出に伴う借入れであることの金融機関からの証明書など</li> </ul>

項 目	記 載 留 意 事 項															
同一市町村内工事实績	<p>1 加点は、過去10年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において公共工事（当該工事が建築工事又は建築設備工事の場合は民間工事も含む。）の工事实績がある場合が対象となります。</p> <p>なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。</p> <p>2 企業としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一企業の本店、支店・営業所（この支店・営業所は県内業者の支店・営業所に限りません。）のいずれの実績も評価の対象とします。</p> <p>3 下請での履行実績は加点の対象にはなりません。</p> <p>4 同種・類似工事に限定しません。</p> <p>5 確認のための提出書類は、契約書等の写しとします。</p>															
入札参加者の所在地	<p>1 様式第1号に記載された「住所」で評価します。</p> <p>2 工事箇所及び地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成 23・24 年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="544 1037 1430 1263"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1037 724 1070">地域要件</th> <th colspan="2" data-bbox="724 1037 1430 1070">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="544 1070 724 1104">配点</th> <th data-bbox="724 1070 1034 1104">上位点</th> <th data-bbox="1034 1070 1430 1104">下位点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1104 724 1149">管内</td> <td data-bbox="724 1104 1034 1263" rowspan="4">同一市町村内（※）</td> <td data-bbox="1034 1104 1430 1149">土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1149 724 1193">隣接三管内</td> <td data-bbox="1034 1149 1430 1193">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1193 724 1238">県内</td> <td data-bbox="1034 1193 1430 1238">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1238 724 1263">なし</td> <td data-bbox="1034 1238 1430 1263">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「同一市町村内」の評価対象は同一土木事務所管内の場合に限る。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）		配点	上位点	下位点	管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内	隣接三管内	建設事務所管内	県内	県内	なし	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）															
配点	上位点	下位点														
管内	同一市町村内（※）	土木事務所管内														
隣接三管内		建設事務所管内														
県内		県内														
なし		県内														
ボランティア活動等への取り組み状況	<p>1 過去3年間以上継続して、地域の防災活動への取り組みや道路・河川愛護活動、公共施設の建築・設備の清掃点検など企業としてのボランティア活動の実績がある場合に評価されます。</p> <p>2 過去3年間以上の継続実施とは、開札日から3年前の年度の4月1日以降に3年間以上継続しているボランティア活動の実績をいいます。</p> <p>なお、3年間以上継続の実績は年間（1月～12月まで）又は年度（4月～翌年3月まで）のいずれかで確認できればよいものとします。</p> <p>(1) 年度（4月から翌年3月）の実績で3年間以上の継続的な実績が評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 今年度を含め、過去3年度内に1回ずつ継続している場合。</p> <div data-bbox="662 1742 1361 1870" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">評価の対象期間</p> <p style="text-align: center;">3年前 2年前 1年前 開札日</p> <p style="text-align: center;">4/1 4/1 4/1 4/1</p> </div>															

項 目	記 載 留 意 事 項
ボランティア活動等への取組み状況	<p>② 開札日から1年以内の実績は無いが、前年度から数えて3箇年度内に1回づつ継続している場合。</p>  <p>③ 実施日の間隔が1年以上離れているが、各年度に1度の実績が確認できる場合。</p>  <p>(2) 年間（1月～12月）の実績で3年以上の継続的な実績を評価できるもの。（▲ボランティア活動の開催日）</p> <p>① 実施日の間隔は1年以上離れているが、各年単位で実績が確認できる。</p>  <p>(3) 評価の対象にならない場合</p> <p>① 年度、年間ともに実績が確認できない。</p>  <p>3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の活動が対象となります。</p> <p>4 ボランティア活動の評価対象は、企業として役務の提供により活動したものであり、金銭、物品等の提供や従業員が個人的に行ったものは対象外です。また、その内容は、客観的に確認できる必要があります。</p> <p>5 記載にあたっては、具体的な活動内容とボランティア活動を行った場所の市町村名を必ず記載してください。「ボランティア活動の具体的な内容」欄にボランティア団体の名称しか記載がない場合、評価しませんので注意してください。</p> <p>6 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																		
ボランティア活動等への取り組み状況	<table border="1" data-bbox="534 309 1439 533"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 309 694 398">地域要件</th> <th data-bbox="694 309 981 398">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th data-bbox="981 309 1236 398">評価対象となるボランティア活動を行った場所</th> <th data-bbox="1236 309 1439 398">評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 398 694 432">管内</td> <td colspan="2" data-bbox="694 398 1236 432">土木事務所管内</td> <td data-bbox="1236 398 1439 533" rowspan="4">過去3年間以上継続して1件以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 432 694 465">隣接三管内</td> <td colspan="2" data-bbox="694 432 1236 465" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 465 694 499">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 499 694 533">なし</td> <td colspan="2" data-bbox="694 499 1236 533">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="534 539 1439 618">7 確認のための提出書類は、活動状況を客観的に確認できる書類（地域の証明、写真、感謝状、新聞記事等）とします。</p>				地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去3年間以上継続して1件以上	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となるボランティア活動を行った場所	評価対象となる期間と実績件数																
管内	土木事務所管内		過去3年間以上継続して1件以上																
隣接三管内	建設事務所管内																		
県内																			
なし	県内																		
消防団への継続加入状況	<p data-bbox="534 629 1439 707">1 継続雇用（1年以上）している社員（代表取締役や役員も可）が消防団に継続加入（1年以上）している場合に評価します。</p> <p data-bbox="534 714 1439 837">2 消防団とは、市町村から非常勤特別職地方公務員として辞令を受けるものをいいます。（婦人消防団についても、非常勤特別職地方公務員である場合は評価の対象とします。）</p> <p data-bbox="534 844 1439 922">3 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）が評価対象となります。</p> <p data-bbox="534 929 1439 1052">4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="534 1059 1439 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="534 1059 694 1149">地域要件</th> <th data-bbox="694 1059 981 1149">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th data-bbox="981 1059 1189 1149">評価対象となる加入消防団の所在地</th> <th data-bbox="1189 1059 1439 1149">評価対象となる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 1149 694 1182">管内</td> <td colspan="2" data-bbox="694 1149 1189 1182">土木事務所管内</td> <td data-bbox="1189 1149 1439 1283" rowspan="4">過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1182 694 1216">隣接三管内</td> <td colspan="2" data-bbox="694 1182 1189 1216" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1216 694 1249">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1249 694 1283">なし</td> <td colspan="2" data-bbox="694 1249 1189 1283">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="534 1290 1439 1458">5 地域要件が喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又はいわき建設事務所管内である場合で、消防団所在地が北塩原村、南会津町又はいわき市である場合は、「消防団所在地（市町村名）」欄に所属する分団名まで記載してください。</p> <p data-bbox="534 1464 1439 1626">6 確認のための提出書類は、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等1年以上継続雇用していることがわかるもの、及び、消防団員の辞令、団員証、身分証明書等の写し等客観的に1年以上消防団員であることがわかるものとします。</p>				地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間	管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる加入消防団の所在地	評価対象となる期間																
管内	土木事務所管内		過去1年以上継続雇用している社員が過去1年以上継続して消防団員である																
隣接三管内	建設事務所管内																		
県内																			
なし	県内																		

項 目	記 載 留 意 事 項																	
《選択項目》	<p>《選択項目における記載上の注意事項》</p> <p>1 以下の評価項目から2項目を選択してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の出勤実績又は災害応援協定締結</li> <li>・新卒者、離職者の雇用実績</li> <li>・雇用の維持、確保</li> <li>・除雪、維持補修業務の履行実績（一般土木工事、舗装工事に限る）</li> </ul> <p>2 3項目以上の記載があった場合、記載されている項目のうち上記1の順に上から2項目の選択があったものと見なし、これ以外の項目は評価しません。</p>																	
<p>《選択項目》 災 害 時 の 出 勤 実 績 又 是 災 害 応 援 協 定 締 結</p>	<p>1 災害時の出勤実績又は災害応援協定締結のいずれかを評価の対象とします。</p> <p>2 災害時の出勤実績</p> <p>(1) 加点対象は、過去3年以内に災害時の出勤実績がある場合に対象となります。(2) 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="564 1003 1422 1200"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th>評価対象となる出勤実績</th> <th>評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">過去3年以内に1件以上</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の出勤実績が対象となります。</p> <p>(4) 災害時の出勤実績とは、維持補修業務委託等に基づく災害時の対応（土のう積みなど）、巡回パトロール、水防活動などの企業としての活動をいい、県や市町村との災害協定等に基づかない活動も対象となります。</p> <p>(5) 確認のための提出書類は、出勤実績を客観的に証明できる書類とします。</p> <p>3 災害応援協定締結</p> <p>(1) 加点対象は、入札参加者（団体を含む）が県と災害時の応援協定を締結している場合に対象となります。</p> <p>なお、上記「災害時の出勤実績」で得点になった場合は、この項目では加点されません。</p> <p>(2) 地域要件により評価の対象地域が異なります。協定の対象範囲が、以下に示す地域要件毎に設定した地域を含む場合に評価の対象となります。</p> <p>なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる出勤実績	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上	隣接三管内	建設事務所管内		県内			なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価対象となる出勤実績	評価対象となる期間と実績件数															
管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上															
隣接三管内	建設事務所管内																	
県内																		
なし	県内																	

項 目	記 載 留 意 事 項																					
《選択項目》 災害時の出動実績 又は 災害応援協定締結	<table border="1" data-bbox="555 280 1425 481"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)</th> <th>評価対象となる 応援協定の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 国や市町村等と締結した協定は対象外です。</p> <p>(4) 確認のための提出書類は、協定書の写し等により県と災害時の応援協定を締結していることを確認できる書類とします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲	管内	土木事務所管内		隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内									
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・支店・営業所)	評価対象となる 応援協定の範囲																				
管内	土木事務所管内																					
隣接三管内	建設事務所管内																					
県内																						
なし	県内																					
《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績  (東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。)	<p>1 開札予定日を基準日として過去1年以内に新卒者又は離職者を従業員として雇用した企業、又は、平成23年3月11日以降に東日本大震災による被災者等を従業員として雇用した企業に加点します。なお、被災者等とは下記のいずれかに該当する者とします。</p> <p>a) 被災者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)及びこの地震に伴う津波により住居が全壊、大規模半壊又は半壊した者</li> </ul> <p>b) 避難者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域(福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲)、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に居住する者で、避難所等に避難した者</li> </ul> <p>c) 失職者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)、この地震に伴う津波又は東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故が原因で失職した者(所属企業の倒産、所属企業からの解雇の外、自営業や農林漁家の休業、廃業も含む。)</li> </ul> <p>2 新卒者、離職者、被災者等ともに福島県内に居住する者を評価の対象とします。(雇用の結果、福島県内に在住することになった者も含む。)</p> <p>3 従業員とは雇用された時点で65歳未満の正規雇用職員(社会保険加入者)を指します。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象になりません。</p> <p>4 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <p>また、正規雇用職員として雇用した新卒者・離職者及び被災者等については、地域要件毎に設定した地域に勤務する者が評価の対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="531 1637 1445 1962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)</th> <th rowspan="2">評価の対象となる新卒・離職者及び被災者等の勤務地</th> <th rowspan="2">評価対象期間</th> <th colspan="2">雇用人数に対する配点</th> </tr> <tr> <th>1名</th> <th>2名以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月11日以降 の雇用実績</td> <td rowspan="4">新卒・離職者 1.5点 被災者等 2.5点</td> <td rowspan="4">2.5点</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)	評価の対象となる新卒・離職者及び被災者等の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点		1名	2名以上	管内	土木事務所管内		新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月11日以降 の雇用実績	新卒・離職者 1.5点 被災者等 2.5点	2.5点	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地(本店・支店・営業所)					評価の対象となる新卒・離職者及び被災者等の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点														
		1名	2名以上																			
管内	土木事務所管内		新卒・離職者 過去1年以内 被災者等 平成23年3月11日以降 の雇用実績	新卒・離職者 1.5点 被災者等 2.5点	2.5点																	
隣接三管内	建設事務所管内																					
県内																						
なし	県内																					

項 目	記 載 留 意 事 項
<p>《選択項目》 新卒・離職者の雇用実績</p> <p>(東日本大震災による被災者等の雇用実績を含む。)</p>	<p>5 従事する業務の区分は指定しません(事務系、技術系ともに評価の対象とします)。新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も評価の対象とします。</p> <p>6 評価の対象となる新卒者とは、平成20年4月1日以降に高等学校、大学、専門学校を卒業した者としてします。なお、中退者も含めるものとします。</p> <p>7 評価の対象となる離職者とは、平成20年4月1日以降に雇用調整等により以前所属していた企業を離職した者(アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員だった者も含む。)で、下記の各条件を満たす者としてします。</p> <p>a) 離職の日から現在の所属企業に雇用されるまで1ヶ月以上の期間があった者</p> <p>b) 現在の所属企業に雇用された時点で65歳未満の者</p> <p>8 離職者、被災者等の雇用において、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象になりません。</p> <p>9 確認のための提出書類は、次のとおりとします。</p> <p>a) 新卒・離職者の雇用実績 該当事者が新卒・離職者であること及びその者が1年以内に正規雇用となった従業員であることを確認できる卒業証書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しとします。</p> <p>b) 被災者等の雇用実績 り災証明書、被災証明書、解雇通知書、雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等、該当事者が東日本大震災による被災者であること及び震災の発生以降(平成23年3月11日以降)に正規雇用となった従業員であることを確認できる書類の写しとします。なお、り災証明書、被災証明書を申請していない者は評価の対象にならない場合がありますので注意してください。</p>
<p>《選択項目》 雇用の維持・確保</p> <p>(東日本大震災による被災者等の雇用維持を含む。)</p>	<p>1 開札予定日を基準日として従業員数が1年前より増えている企業又は同数を維持している企業、又は、下記のいずれかに該当する企業と契約金額が500万円以上の下請契約を行う場合に評価の対象とします。</p> <p>a) 被災者等の雇用実績を有する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新卒・離職者の雇用実績」(東日本大震災による被災者等の雇用実績)における被災者等の評価基準(前ページに掲載)に該当する企業</li> </ul> <p>b) 被災企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北地方太平洋沖地震(余震も含む。)及びこの地震に伴う津波による被災のため社屋が使用困難となり、新たな社屋(仮設も含む。)に移転した企業</li> </ul> <p>c) 避難企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、警戒区域(福島第一原子力発電所から半径20kmの範囲)、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に所在し、新たな社屋(仮設も含む。)に避難している企業</li> </ul> <p>2 評価の対象とする従業員は福島県内に在住する正規雇用職員(社会保険加入者)とします。アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は評価の対象となりませんが、雇っていたアルバイト、パートタイマー等を正規雇用した場合は評価の対象とします。</p>

項 目	記 載 留 意 事 項																																
《選択項目》 雇用の維持・確保  (東日本大震災による被災者等の雇用維持を含む。)	<p>3 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先（委任先として登録してから1年以上経過した者に限る）をいいます。</p> <p>また、従業員についても地域要件により設定した対象地域に勤務する者で評価します。</p> <p><b>【雇用の維持・確保】</b></p> <table border="1" data-bbox="533 607 1447 846"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域要件</th> <th rowspan="2">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th rowspan="2">評価の対象となる従業員の勤務地</th> <th rowspan="2">評価対象となる月日</th> <th colspan="2">雇用人数に対する配点</th> </tr> <tr> <th>同数</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td colspan="2">土木事務所管内</td> <td rowspan="4">開札日における1年前との比較</td> <td rowspan="4">1.5点</td> <td rowspan="4">2.5点</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td colspan="2" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td colspan="2">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【被災者等の雇用維持】</b></p> <table border="1" data-bbox="533 891 1447 1122"> <thead> <tr> <th>地域要件</th> <th>評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内</td> <td>土木事務所管内</td> <td rowspan="4">2.5点</td> </tr> <tr> <td>隣接三管内</td> <td rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td>県内</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 雇用の維持・確保について、従業員の従事する業務の区分は指定しません（事務系、技術系ともに評価の対象とする）。また、新分野進出の評価対象となる新たな設立会社での実績も含めて評価します。</p> <p>5 過去に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きを行った者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者で再生（更正）計画の履行が完了していない企業は、加点の対象にはなりません。</p> <p>6 確認ための提出書類は、次のとおりとします。</p> <p>a) 雇用の維持・確保        評価基準日と1年前の正規雇用の従業員数がそれぞれ確認できる社員名簿等の書類とします。</p> <p>b) 被災者等の雇用維持        下請予定企業が「新卒・離職者の雇用実績」（東日本大震災による被災者等の雇用実績）の評価基準に該当することを確認できる資料又は被災等により新たな社屋に移転していることを確認できる資料（写真や地図等）とします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点		同数	増加	管内	土木事務所管内		開札日における1年前との比較	1.5点	2.5点	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内		地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	配点	管内	土木事務所管内	2.5点	隣接三管内	建設事務所管内	県内	なし	県内
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）					評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点																									
		同数	増加																														
管内	土木事務所管内		開札日における1年前との比較	1.5点	2.5点																												
隣接三管内	建設事務所管内																																
県内																																	
なし	県内																																
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	配点																															
管内	土木事務所管内	2.5点																															
隣接三管内	建設事務所管内																																
県内																																	
なし	県内																																
《選択項目》 除雪・維持補修業務の履行実績（一般土木・舗装工事に限る）	<p>1 発注種別が一般土木工事、舗装工事の場合に限った評価項目とします。</p> <p>2 加点対象は、過去3年以内に、不特定多数の人が利用する公共施設に対して県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託（突発的な対応が求められる業務委託）を履行した実績（契約期間を満了した実績）がある場合に対象となります。</p> <p>なお、側溝清掃や除草等あらかじめ施工量と工期が示され、計画的に履行ができる内容の業務委託については対象外です。</p>																																

項 目	記 載 留 意 事 項															
《選択項目》 除雪・維持補修業務の履行実績（一般土木・舗装工事に限る）	<p>3 地域要件により評価の対象地域が異なります。なお、下表の支店・営業所とは県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="544 421 1417 645"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 421 699 510">地域要件</th> <th data-bbox="699 421 1034 510">評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）</th> <th data-bbox="1034 421 1235 510">除雪・維持補修業務の実績</th> <th data-bbox="1235 421 1417 510">評価対象となる期間と実績件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 510 699 546">管内</td> <td colspan="2" data-bbox="699 510 1235 546">土木事務所管内</td> <td data-bbox="1235 510 1417 645" rowspan="4">過去3年以内に1件以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 546 699 582">隣接三管内</td> <td colspan="2" data-bbox="699 546 1235 582" rowspan="2">建設事務所管内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 582 699 618">県内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 618 699 645">なし</td> <td colspan="2" data-bbox="699 618 1235 645">県内</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 入札参加者（当該業務を受注（契約）する本店又は支店・営業所）の出動実績が対象となります。</p> <p>5 除雪、維持補修の出動実績がない場合でも、契約期間を満了した実績があれば評価の対象となります。</p> <p>6 確認のための提出資料は、契約書等の写しとします。</p>	地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	除雪・維持補修業務の実績	評価対象となる期間と実績件数	管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上	隣接三管内	建設事務所管内		県内	なし	県内	
地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地（本店・支店・営業所）	除雪・維持補修業務の実績	評価対象となる期間と実績件数													
管内	土木事務所管内		過去3年以内に1件以上													
隣接三管内	建設事務所管内															
県内																
なし	県内															

§ 6 様式第9号関係（技術審査書（その1～その4））（簡易型・標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>2 提出様式の記載文字の大きさに関する指示が守られていない場合、当該項目を評価しませんので注意してください（他の様式及び当該様式における他の評価項目は評価します）。ただし、様式第9号（その1）「1 工程計画」の表内に工程の説明として記載する文字についてはこの限りではありません。</p> <p>3 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式の中の各項目の記載欄（幅等）は変更してもかまいません。</p> <p>4 あらかじめ指定した枚数と異なる技術審査書又は用紙サイズの異なる技術提案書については、異なる箇所が様式の一部であっても、技術審査書（その1～その4まで）全てを評価しません。            この場合、技術審査書を評価しないことから点数はつけないものとし、総合評価方式評価結果（様式2号）の該当部分は0点とします。</p> <p>5 技術審査書を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p> <p>6 技術審査書（その1～その4）はそれぞれ評価を行いますので、当該様式以外の記載事項が当該様式の評価基準に該当しても、評価対象にはなりません。</p> <p>7 標準型において、発注者提示案と異なる施工方法による技術提案（様式第10号）を提出する場合は、技術提案内容に対応した施工計画を記載してください。</p>

§ 7 様式第10号関係（技術提案）（標準型）

項 目	記 載 留 意 事 項
指 定 枚 数 等	<p>1 記載する文字は、枠外に記載してある「許容最小文字の大きさの見本」という文字以上の大きさとしてください。</p> <p>2 提出様式の記載文字の大きさに関する指示が守られていない場合、当該項目を評価しません（0点とします）ので注意してください。 ただし、記載文字の大きさに関する指示が守られていない箇所が技術提案を求めた2項目のうち1項目だけである場合は、残りの1項目については評価します。</p> <p>3 様式の外枠が指定の大きさであれば、様式の中の各項目の記載欄（幅等）は変更してもかまいません。</p> <p>4 あらかじめ指定した枚数と異なる技術提案書又は用紙サイズの異なる技術提案書については、評価しません（0点とします）ので注意してください。 ただし、異なる箇所が技術提案を求めた2項目のうち1項目だけである場合は、残りの1項目については評価します。</p> <p>5 技術提案を評価しない入札参加者が第1位の落札候補者となった場合には、改めて内容を審査します。</p>